

主 文

原判決を破棄し、本件を大阪高等裁判所に差し戻す。

理 由

上告代理人弁護士白畠正雄の上告理由について。

職権によつて、調査するに、原判決の基本たる口頭弁論に關与している裁判官は、裁判長裁判官 D、裁判官 E、同 F であることは記録上明らかである。然るに、原判決には、判決をなした裁判官として、裁判長裁判官 D、裁判官 G、同 F の署名捺印がなされていることが明らかであるから、原判決は民訴一八七条一項に違反し判決の基本たる口頭弁論に關与しない裁判官によつてなされたものに外ならず、従つて、同法三九五条一項一号に該当するものとして、論旨について判断するまでもなく、破棄を免れないものといわなければならない。

よつて、民訴四〇七条により、裁判官全員の一致で主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	下 飯 坂	潤	夫
裁判官	入 江	俊	郎
裁判官	高 木	常	七
裁判官	斎 藤	朔	郎